

御堂筋本町南地区壁面後退部分の使用行為に関する審査要領

(目的)

第1条 本要領は、御堂筋本町南地区に高級なにぎわい空間を創出するため、御堂筋本町南地区壁面後退部分活用委員会設置規程第8条に基づき、壁面後退部分の使用行為を審査するために必要な事項を定める。

(対象範囲)

第2条 本要領における審査の対象となる範囲は、『御堂筋本町南地区における御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱』(以下「事前協議要綱」という) 第3条に定める対象範囲のうち中央大通から博労町通の間とする。

(対象となる行為)

第3条 本要領で取り扱う審査の対象となる行為は、事前協議要綱第5条第2号に定める行為とする。

(審査基準)

第4条 本要領における審査基準は、以下のとおりとする。

- (1) 特別な時間を愉しむことができる落ち着きのある複合地区にふさわしいグレードのものであること
- (2) 来街者に期待感と高揚感を与えるものであること
- (3) 公の場にふさわしいものであること
- (4) 原則として、単なる企業のPR及び商品広告でないこと
- (5) 安全面に十分配慮されていること
- (6) 政治活動及び宗教活動に関する催事でないこと
- (7) 法令により禁止されている催事及び公序良俗に反する催事でないこと
- (8) 事業実施に際しては、各種関係法令（食品衛生法、消防法等）を遵守すること
- (9) 御堂筋まちづくりネットワークが取りまとめた「御堂筋 STYLE 創生」の実現に向けた取り組みであること
- (10) デザインは以下のとおりとする
 - ① 屋外広告物は、前条の対象となる行為に関連する広告に限ること
 - ② 屋外広告物は、にぎわいの演出に効果的で、当地区にふさわしいものとなるよう、色彩、デザイン等について工夫され、また著しく景観を損なわないように配慮されたものとすること
 - ③ ファサードやイス・テーブル等の工作物は、別に定める「御堂筋本町南地区（中央大通～博労町通）壁面後退部分トータルデザインの方向性」に即したものとすること
- (11) 地域の環境整備に寄与する取り組みとして、地域の清掃・美化・緑化に関する活動を定期的・自主的に行う、あるいは地域が行う美化・緑化や地域活性化に繋がる取組に協力すること

(審査手続)

第5条

1 事前協議要綱第4条に定める所有者等で御堂筋本町南地区壁面後退部分活用委員会（以下「委員会」という）の審査を受けようとする者（以下「所有者等」という）は、次に掲げる書類を大阪市に事前協議書類を提出する20日前までに提出しなければならない。

- (1) 御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する手続要領第3条第3項に定める協議書及び同条第4項に定める図書。（ただし、「団体による認定書」及び「団体の規約等」は除く）

(2) 本要領第4条第11号に規定する地域の環境整備に寄与する活動計画書

(3) その他審査に必要な書類

- 2 所有者等は、本要領第4条に定める審査基準に適合するものとして本要領第11条に定める通知を受けた後、内容に変更が生じた場合は、直ちに前項に定める手続きを行わなければならない。
- 3 変更内容が軽微なものと委員会委員長が判断し得る場合は、再審査を行うことなく変更を認めるものとする。

(審査の実施)

第6条 委員会は、審査を実施するに際して、必要に応じて申請者に対してヒアリングの実施や現地の確認を行うことができる。

(審査料)

第7条 所有者等は、審査を受ける際、次に定める審査料を委員会に支払わなければならない。

- 2 審査料は、使用行為の期間が1年の場合は30,000円とする。使用行為の期間が1年に満たない場合は、使用行為を行う日数に10,000円を乗じた金額と30,000円の小さい方の額とする。これは事前協議要綱第5条第2号エに基づく延長行為にも適用される。
- 3 審査料の支払いは、委員会が指定する金融機関への振り込みをもって行うものとする。審査料の振り込み手数料は所有者等が負担するものとする。但し、所有者等が了解した場合は、所有者等に代わり壁面後退を使用する事業者が審査料を支払うこともできる。
- 4 御堂筋まちづくりネットワークが主催する使用行為は、審査料を免除する。
- 5 審査委員は無報酬とする。

(協力金)

第8条 御堂筋まちづくりネットワークが主催する使用行為の場合は、所有者等の同意のもと、御堂筋まちづくりネットワークは使用行為を行う事業者から協力金を徴収することができる。

(審査料、協力金の使途)

第9条 徴収した審査料及び協力金は、御堂筋まちづくりネットワークの収入とし、御堂筋まちづくりネットワーク定款第5条に定める事業（沿道景観及び街路空間のあり方等についての検討・提言、日常的なにぎわいの創出・美化緑化、エリア防災・エリアの安全安心に関する活動、公共空間及び道路空間等における活動又は利活用 など）を行う際に発生する支出に充当する。

(審査の対象期間)

第10条 審査の対象期間は最長で1年とし、事前協議要綱第5条第2号エに基づくものとする。なお、期間を延長する場合は再度審査を行うものとする。

(審査結果)

第11条 委員会において審査が完了したときは、所有者等に対して審査結果を書面で通知する。

(その他)

第12条 本要領に取り決めがない事項については、委員会で別途協議し定める。

(附則)

- 1 この要領は、令和元年9月2日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年8月22日から施行する。

令和 年 月 日

審査結果通知書

○○○○ 様

一般社団法人 御堂筋まちづくりネットワーク
御堂筋本町南地区壁面後退部分活用委員会委員長

令和 年 月 日付で審査依頼のあった件についての審査結果を下記のとおり通知します。

記

御堂筋本町南地区壁面後退部分の使用行為に関する審査要領第4条に適合

※ただし、本審査結果は御堂筋まちづくりネットワークで定めるルールに適合したことを通知するものであり、大阪市との事前協議で認められないこともあります。

以 上

令和 年 月 日

審査結果通知書

○○○○ 様

一般社団法人 御堂筋まちづくりネットワーク
御堂筋本町南地区壁面後退部分活用委員会委員長

令和 年 月 日付で審査依頼のあった件についての審査結果を下記のとおり通知します。

記

御堂筋本町南地区壁面後退部分の使用行為に関する審査要領第4条に不適合

【不適合の理由】

(例)

御堂筋本町南地区壁面後退部分の使用行為に関する審査要領第5条（5）の基準が満たされておらず、対応措置の検討も行われていないため

以 上

令和 年 月 日

NO. 19-200

審查料請求書

○○○○ 様

一般社団法人 御堂筋まちづくりネットワーク 御堂筋本町南地区壁面後退部分活用委員会委員長

令和 年 月 日付で審査依頼のあった件についての審査を行いましたので、御堂筋本町南地区壁面後退部分の使用行為に関する審査要領第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

以 上